

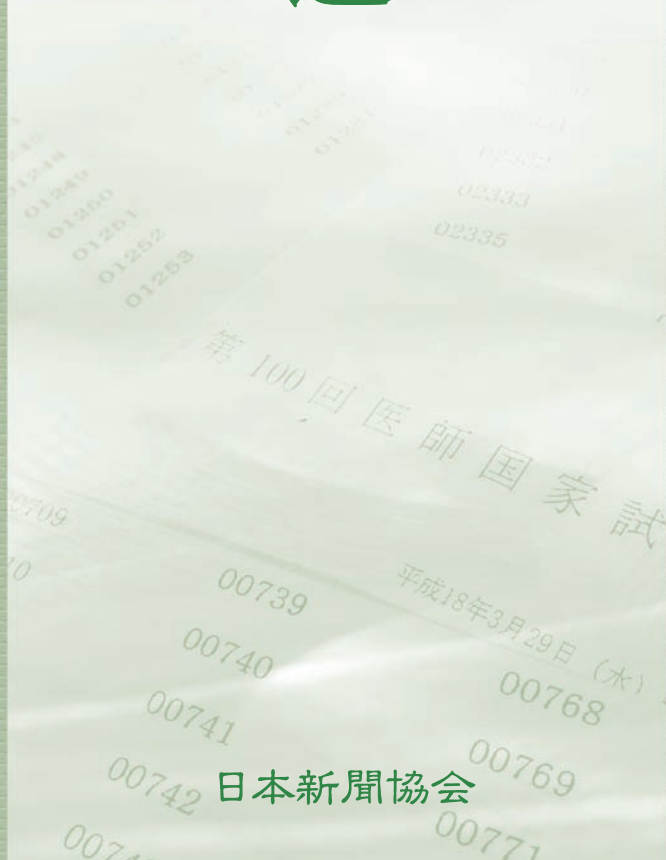
実名と報道

第100回医師国家試験

平成18年3月29日(水) 午

日本新聞協会

実名と報道



日本新聞協会

はじめに

きつかけは厚生労働省でした。2005年春、医師など国家試験の合格者発表を、それまでの漢字表記をやめてカタカナ表記にしたうえ、「来年からは受験地と受験番号のみを発表する」と記者クラブに通告して来たのです。実際そうになりました。気がつけば、似たようなことはあちこちで起きていました。鉄道事故で犠牲者の一部が匿名発表された、海外の事故で外務省が邦人犠牲者の名前を出さなくなっている、高額納税者の公示制度も06年度に廃止された。枚挙にいとまがありません。警察の発表で、事件・事故の当事者名が匿名にされることは、もうしばらく前から目に見えて増えていました。

一つには、個人情報保護法の制定、施行があつたと思います。多くのケースで、直接的な引き金になっているのは間違いありません。ただ、その背景には、この社会が徐々に、しかし確実に、人権、プライバシーに対する意識を高めてきたことがあります。社会と時代の大きな流れと言つてもいいでしょう。

では、私たちメディアは、是も非もなく、この匿名化の流れには従わなければならないのでしょうか。それとも、そんな流れとは闘うべきなのでしょうか。流れを変えるために私たちにできることはないのでしょうか。そこをじっくり考えてみたい。日本新聞協会はそう思い立ち、約1年間にわたつてこの問題に取り組んできました。その成果が、この冊子です。

「それでも、だからこそ、私たちは実名発表を求める」。一言で言えば、これが私たちの結論です。匿名発表を求める声がどんなに大きく強くなっても、そして、大きく強くなればなるほど、私たちは実名発表にこだわりたいと考えます。実名は私

たちメディアにとって、すべての始まり、原点だからです。

私たちが、この問題をともに考えてもらいたいと想定した最初の読者は、私たちの若い仲間です。日々、取材の最前線で匿名発表に行く手を阻まれて立ち往生しています。この冊子が、そこを突破する手助けになれば幸いです。ただ、君たちには「実名を発表だけに頼るな」とも言っておかなくてはなりません。発表がなければ自らの足で、頭で実名を割り出す。一方で、そうした覚悟と努力がなければ壁は破れないからです。

次に想定した読者は、警察や官公庁の方々です。皆さんには、この冊子から、私たちが実名発表と匿名報道をきちんと切り離して考えていることを理解してほしいのです。報道したことで起きるすべての問題の責任は、私たちが引き受けます。報道を実名でするか匿名でするか、その判断は安心して私たちに委ねていただきたいのです。

最後に、そして最も重要な読者と考えているのはすべての国民です。私たちは皆さんに代わって、広く世の中のできごとに耳をそばだて、官公庁の仕事ぶりに目を凝らしたいと思っています。その成否が実名に大きくかかっているのです。事件・事故の被害者になられた皆さんに、激しい取材攻勢でご迷惑をかけたことがあるのは認めます。反省して、トラブルをなくすよう、これからも懸命に努力します。ですから、どうか信じてほしいのです。私たちは常に皆さんの側に立っています。

2006年12月

日本新聞協会編集委員会

第一章●報道機関の使命と実名…………… 1

- 1 「知る権利」への奉仕—— 2
- 2 不正の追及と公権力の監視—— 5
- 3 歴史の記録と社会の情報共有—— 8

第二章●匿名発表の広がりと弊害…………… 13

- 1 全国警察の半数で匿名発表—— 14
- 2 匿名発表増加の背景—— 17
- 3 類型でみる匿名理由とその問題点—— 21
- 4 他省庁にも匿名化の波—— 32

第三章●実名発表と実名報道…………… 43

- 5 危険な「匿名社会」—— 38
- 1 なぜ実名発表を求めるか—— 44
- 2 実名発表と実名報道とは別—— 47
- 3 実名で報道する意味—— 51

第四章●報道側の配慮…………… 63

- 1 「犯罪被害者等基本計画」を巡る動き—— 64
- 2 守るべきプライバシーと個人情報の違い—— 74
- 3 取材・報道倫理と各社の取材・報道面での対応・配慮—— 84

第五章 ● 報道機関の課題

97

1 「報道被害」批判への反論と課題—— 98

2 人権を守るための報道—— 103

おわりに—— 112

資料

115

新聞倫理綱領—— 116

集团的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解—— 120

集团的過熱取材に関する地元協議機関と加盟社、対応窓口一覧—— 124

第一章

報道機関の使命と実名

1 「知る権利」への奉仕

この社会をより良いものにするために、どこをどう変えたらいいのか。それをだれに委ねたらいいのか。民主主義社会でそうしたことを判断するのは、一人ひとりの国民です。その判断を適切に行うためには、国民は、社会で起きていることをよく知っておく必要があります。それが国民の「知る権利」です。国民の主権行使を支える、民主主義社会に欠かせない理念といえます。

私たちメディアは、その役に立ちたいと考えています。社会が複雑多様になってくると、「起きていること」も複雑多様な形をとります。正邪、虚実、善悪の判別も一筋縄ではいきません。国民の判断は、このような時代ですますます難しくなってきましたといえるでしょう。私たちメディアはそれぞれのやり方で、そんな社会を

さまざまに切り取り、解きほぐし、情報という形で国民に判断材料として提供します。それが私たちの最も重要な使命であり、最大の存在意義だと考えています。

しかし、「知る権利」は所与のものとして社会に存在するものではありません。むしろ、国民に多くを知らせないことで、自分たちの立場を維持し、強めようとする人たちがいます。メディアが国民とともに、そうした力と闘い、勝ち取ってきたのが「知る権利」だといってもよいでしょう。

戦後は司法の場で、そうした議論がしばしば繰り返されてきました。1969年11月の最高裁「博多駅テレビデオ提出命令事件」決定は、以下のように、「知る権利」を下支えする「報道の自由」が民主主義社会に不可欠であると明確に認めました。

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、

思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにある」

最高裁は78年5月の「外務省秘密漏洩事件（西山事件）」決定でも、同様に国民の「知る権利」にこたえる「報道の自由」の重要性を確認しています。表現・報道の自由と国民の「知る権利」は表裏をなすという考え方は判例で定着したといえます。

一般の法律でも、国民の「知る権利」を侵すことがないように、報道機関に一定の配慮が示されています。刑法の名誉棄損罪の免責規定は適用対象を報道機関に限定していません。一般的には公共的事項に関する報道の自由と名誉保護のバランスをとった規定と考えられます。2005年4月に全面施行された個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に適用される義務規定を報道機関に適用しないことを明文化（50条1項1号）し、報道の自由に配慮しています。

私たちメディアは、国民の「知る権利」がまっとうされるために、実名は欠かせないと考えます。実名こそが、国民が知るべき事実の核だと信じるからです。

2 不正の追及と公権力の監視

報道機関は社会の不正を追及し、告発する役割を担っています。これまでも各報道機関の取材、報道で埋もれていた社会悪が暴かれ、その後の法改正や見直しにつながった例が数多くあります。

1988年に発覚したリクルート事件では、値上がり確実な未公開株を政治家らが譲り受けていたことが朝日新聞の調査報道で明らかになりました。報道を端緒に捜査当局が不正追及に乗り出し、政治家や官僚のトップが次々と逮捕・起訴される昭和史に残る疑獄事件に発展、その後の政治改革のうねりをつくりました。

99年11月、東名高速道路で大型トラックが乗用車に追突し、乗用車の2児が焼死した事故がありました。長距離トラック運転手が長年サービスエリアで酒を飲んで運転していたことが発覚し、被害者の両親は署名活動や講演など通じて、事故の問題点やこの種の事故の刑罰の軽さを訴えました。両親の熱意と勇気ある行動は、それを大きく扱った報道によって社会的な共感を呼び、政治を動かして、危険運転致死傷罪の新設につながったといえます。

これらの例は、報道されなければ表面化しなかった事実や、国民の感情から大きくずれた刑事罰の不備を、報道機関の丹念な取材によって国民に問いかけ、社会的に反響を呼んだケースといえるでしょう。

不正の追及とともに、行政や捜査当局など公権力による権力行使が適正になされているかどうかを監視する役目も、私たちメディアは自らに課しています。行政や捜査機関が、組織防衛や幹部の不正隠しのため情報を隠ぺいする体質があることは、過去の幾多の不祥事で証明されています。例えば、警部補の覚せい剤使用の事実を組織的にもみ消していた神奈川県警の不正は、報道がその詳細を暴きだしたことで大きな反響を呼び、2000年の「警察刷新会議」の創設につながりました。警察の組織的な裏金づくりも、北海道や高知県など地元の報道機関の積極的な取材で明らかになりました。

こうした社会悪の追及、公権力のチェックも、実名があることが前提となります。不正を追及するのに匿名では、当事者に反省を迫ることなどできはしないのは自明です。実名があつて初めて、犯罪や腐敗の浄化が可能になるのです。実名が明らかになることによって、国民の側からの新たな情報も寄せられ、私たちの公権力監視機能は強まります。私たちは、そうしたことの積み重ねが捜査当局や行政機関の暴走を食い止め、やがては健全な民主主義社会の発展につながると信じます。

3 歴史の記録と社会の情報共有

事件・事故の一次報道の意味は、まず根源的には、当事者である被害者や加害者などの関係者に、知り合いの変事をいち早く伝えることにあります。当事者に極めて近いところにいる関係者は報道以前に事実を知ることもあるでしょうが、友人や職場の同僚、地域の人々など広い意味での知人は、報道によって安否についての情報を知ることになります。社会的に広く知られた公人や有名人に関する情報は、それ自体、高い社会性を持つていてもいえます。

次に、報道によって当事者の悲しみや苦しみ、怒りを社会で共有できるという意味があります。その結果、社会を構成する人々の間に一体感が生まれ、社会全体の力で問題を浮かび上げられ、社会をより良い方向に持つていくことができます。

事件・事故をはじめ、この社会で日々生起する事象は、時間が過ぎればそのまま歴史事実となります。それを、新聞記事、テレビ画像という形で記録に残し、後世に伝えるのも私たちの重要な役目です。「歴史の記録」と言ってもいいでしょう。私たちの社会が、時空を超えて、事象と事象の意味を共有し、そこから教訓をくみ取るうえで、報道もまた重要な使命を担っています。

1985年8月、520人の犠牲者を出した日航ジャンボ機墜落事故で、新聞各紙はこぞって、犠牲者の実名、年齢、顔写真、旅行目的などを一覧にして大きく報道しました。事故発生から20年以上経過したにもかかわらず、事故は風化することなく、語り継がれています。2001年の米同時テロでは、ニューヨークタイムズ紙が同じように多くのページを割いて、被害者全員を名前、年齢、顔写真入りで報じました。報道機関としてテロの卑劣さを歴史に刻むことを誓ったものといえます。

犠牲者が、5000人、50000人という人数の塊で語られる歴史は、大きな力は持ち得ません。一人ひとり名前を持つ個人の集まりとして語られる歴史を、私たちは目指したいと考えます。ここでも、実名は私たちの使命に不可欠の要素です。

私たちは、以上の通り、使命を果たすためには、記事に登場する人物名は実名でなければならぬと考えています。私たちメディアの最も大切な原則、それが「実名報道」です。



上：日航ジャンボ機が墜落した「御巣鷹の尾根」（1985年8月）
左：犠牲者520人の名前が刻まれたプレートの前で、さうそくに火を灯し追悼する遺族ら（2006年8月12日、群馬県上野村の慰霊の園）
いずれも日本経済新聞社提供

● 第一章

匿名発表の広がりとは弊害

1 全国警察の半数で匿名発表

匿名発表の実態についていくつかの調査があります。一つは、新聞協会の在京社会部長会が全国の警察担当記者クラブを通じて実施した調査で、2003年から毎年継続して行われています。都道府県警察単位の調査で、加盟社間に問題意識の濃淡があり、統計学的にはややラフな面もありますが、おおまかな実態は十分つかめると思います。

それによると、03年5月調査で、過去1年間に1件以上、事件・事故の被害者名を匿名で発表したことのある警察は27都道府県に及んでいます。被疑者の匿名発表は20都道府県、匿名発表の究極の形とも言える事件・事故そのものを一時的にせよ発表しなかったケースは20都道府県にのびります。04年7月調査では、被害者の匿名

発表は44都道府県、被疑者の匿名発表は27都道府県、事件・事故そのものを発表しなかった警察は36都道府県と大きく増えます。05年5月の調査では、前年より少し減りますが、それでも被害者の匿名発表は28都道府県、被疑者の匿名発表は20都道府県、事件・事故そのものの未発表も27都道府県にのびっています。

以上は都道府県内の警察署でそうした例があったことを示しています。必ずしも、都道府県警察本部が本部として原則を立てていることは意味しません。ただ、こうしたケースでは多かれ少なかれ記者クラブとトラブルになり、本部に対応の相談があるはずで、結論には本部の方針が反映されているであろうことは推測されます。

それでは、各警察本部は匿名・実名発表に対する基本的な方針を持っているのかどうか。読売新聞社が、全国取材網を通じて調べた結果があります。それによると、被害者と、書類送検の場合の被疑者を「原則匿名」としている都道府県が23都県警

にのぼったといえます。この中には殺人や死亡事故など重大な事件・事故は例外として、いる県もありました。さらに、必ずしも「原則匿名」と明言しているのではない県も多数含まれています。日々の取材の積み重ねから、これだけの都道府県警察が、実態として、被害者と書類送検の被疑者の発表では匿名を原則にしていることが確認できたということです。

以上で分かることは、私たちメディアにとっては恐るべきことです。事件・事故という現に起きた事実、その一部である当事者の名前をメディアには伝えていない。そういうことが、全国のほぼ半分の都道府県警察でまかり通っているのです。それがどのような勢いで増えているのか、跡付けられるような調査は残念ながらありません。しかし、現時点で半数です。このまま放置すれば、事件・事故当事者の一部匿名発表が、全国の警察の常識となる日はそう遠くないと言わざるを得ないでしょう。私たちが強い危機意識を抱く所以ゆえんです。

2 匿名発表増加の背景

警察による匿名発表は、いつごろから、なぜ始まったのでしょうか。明確にいつと言いつけることはできません。一つはつきりしていることは、警察側は現時点にいたるまで、匿名・実名発表について統一的な見解を有しているという事実はなく、したがって法令その他の形で社会に明示されることもなかった、ということなのです。

おそらく、私たちの社会が人権やプライバシーに対する意識を高めて来る過程で、それが警察にも徐々に浸透し、一つの警察的対応として出てきたものが匿名発表なのでしょう。ただ、主としてメディアを対象にした「発表」という行為に関することですから、メディアのあり様がそこに影を落としているのもまた事実です。

私たちメディアの事件・事故報道は、終戦直後は匿名で報道するのは少年事件だ

けだったはずですが。当時は、戦時中の抑圧から解放され、報道の自由が何よりも優先された時代だったようです。ところが報道と人権が衝突する場面が増えるにつれ、報道の自由と人権のバランスをどうとるのかという議論がさまざまに提起されるようになります。やがて暴行事件の被害者や、精神・身体障害者、訴訟関係者などへと匿名報道の範囲が広がっていきました。

警察の発表と報道内容は必ずしも一致しないし、する必要ありません。報道はすべての事実を伝えるわけではありませんが、報道機関にはすべての事実が伝えられるべきだ、と私たちは考えています。しかし、発表しても報道されないことがらが増えてくると、警察側が、そうした事実は最初から発表する必要はない、と考えたとしても不思議ではありません。実際そうしたことが起こったと思われまます。

さらに、一つの画期が訪れます。1984年、一部のメディアで逮捕者など被疑者に「容疑者」呼称が用いられるようになり、80年代末になるとこれがほぼすべてのメディアに広がりました。これは、単に呼称の問題に限らず、メディアが被疑者の権利に配慮した記事作りを強く意識し始めたことの象徴でもありました。

警察も穏やかではなかったはずですが、それまでは、多くの報道が警察発表そのままをほぼ事実として記述していたのに対し、このころから、「警察は〇〇〇と発表した」などと、距離を置いて書く記事も増えてきたからです。被疑者をはさんで警察とメディアの位置取りに微妙な変化が出てきたのです。これが、警察自身に対し被疑者の人権への配慮をそれまで以上に促し、結果的に匿名発表を増やしてきたこととは否定できません。

被疑者と同様に、いやむしろそれ以上に被害者にこそ配慮が必要なのではないか。そんな議論が起きたきっかけの一つに、97年の東京電力女性社員殺害事件があります。被害者のプライバシーが無惨に暴かれ、各方面から非難を浴びました。刑事司

法手続き上まったく顧みられることがなく、社会的にも取り残され、ほとんど無視されて来た犯罪被害者が、これと前後して声を挙げ始めました。その結果が2004年に成立した犯罪被害者等基本法です。

私たちは犯罪被害者の声を広く紹介し、国民の意識改革に微力を尽くしたと信じます。さらに、後述するように集団的過熱取材（メディアスクラム）対策など取材・報道活動上での被害者への配慮に、工夫も重ねてきました。しかし、一方で、そうした意識改革の結果、私たちメディアによる、いわゆる「報道被害」がクローズアップされるようになったのも紛れのない事実です。

警察は、国民や被害者自身のそうした訴えを受けて素早く反応しました。反応には二つのタイプがあったと思います。

一つは「積極型」です。メディアが警察から被疑者に寄って行ったことがあったのは前述しましたが、それに呼応するように、今度は、警察がメディアよりも被害者に目を向け始めたのです。私たちメディアの被害者対応が遅れ、配慮が必ずしも十分でなかったことが背景にあります。私たちに猛省が必要です。

もう一つは、警察が報道被害の「ツケを回される」ことを嫌ってのもので、こちらは「消極型」です。情報公開法の施行もあって、被害者など一市民も必要とあれば警察の発表内容が入手できるようになりました。警察発表のせいでこんな目に遭ったと責められた場合、逃げることはできません。トラブルは克服するのではなく、先回りして回避するという、行政のある種の「本能」がここには示されています。

3 類型でみる匿名理由とその問題点

匿名発表の増加に、多かれ少なかれ私たちメディアのあり様が影を落としているのは間違いないところです。しかし、だからといって、問題のある匿名発表の増

加を容認してしまうわけにはいきません。以下では、個別のケースにあたりながら、警察が匿名発表した表向きの「理由」と実態とを詳しく吟味してみます。

消極型

警察が匿名発表に際して口にする理由で最も多いのは、「家族、被害者自身からの要望」です。これは、前記タイプ分けに従えば、多くが「消極型」ということになります。

記憶に新しいケースでは、05年、兵庫県尼崎市のJR福知山線で起きた脱線事故があります。犠牲者107人のうち4人の方については、遺族が身元が明らかになることに強く反発しているということなどを理由に、匿名で広報されました。

04年、神奈川県横須賀市の路上で、止めてあった車から男性の遺体が見つかり、県警捜査一課が死体遺棄容疑で市内の男を逮捕しました。しかし、広報文には被害

者の名前と年齢のみが書かれ、細かい住所、職業は不明とされました。「取材は一切受けたくない。住所は明かさないでほしい」と遺族から強く要望されたとのことでした。

殺人や死亡事故など、社会的関心の高い事件・事故では、警察が「匿名というわけにはいかない」と遺族を説得することもあるのですが、強い求めに抗しきれないケースが徐々に増えているようです。重大な事件・事故になればなるほど社会全体でその経験を共有しなければならぬ必要性は増します。犯罪捜査や救助活動など有形無形の社会的資源の動員も、それだけ多くなります。重大な事件・事故での匿名発表が増えていくことは、それだけ社会的損失も大きくなっているといえます。

積極型

次は「積極型」です。警察の言い分にしたがえば、「プライバシーの保護」「二次被害の防止」「未成年への配慮」などに分類できます。これが、その言葉通りであるケースも少なくないことは認めます。最初に断っておかなければなりません、仮にそうであっても、発表と報道は別なのだから、発表した上で報道を实名であるか匿名であるかは私たちに判断させてほしいというのが、私たちの基本的な立場です。

しかし、実は、積極型対応の問題点はそこにとどまらないのです。それら表向きの理由が必ずしも説得力を持たない例があったり、的はずれであったり、もっと言えば、それとは別に警察の隠された意図があるケースもまた少なくないからです。そこに着目すると、いくつか類型化もできます。

①過剰配慮型

まず一つ目の型は「過剰な配慮」による匿名化です。

04年、熊本県水俣市のショッピングセンター内のトイレで小学6年の女兒が高圧電流銃を持った男に襲われ、けがをする事件がありました。男は逮捕されましたが、県警はショッピングセンターの名前を匿名にしました。似たようなケースは頻発しています。京都府では強盗傷害事件があった旅館の名前、鳥取県では傷害事件があったスーパーマーケットの名前を明らかにしませんでした。

警察の言い分は「店（旅館）に迷惑がかかる」というものです。警察は明言しないのですが、あるいは店側から頼まれたのかもしれないかもしれません。その意味では「消極型」に最も近い例です。しかし、ことは事件の現場です。しかも、それは私人宅ではなく、だれもが明日は自分も行くかもしれない半ば公共の場所です。どう考えても余計なお世話と言うべきでしょう。

05年、熊本県人吉市で、63歳の妻が介護疲れから62歳の障害のある夫を絞殺するという事件がありました。妻は殺鼠剤で自殺を図ったものの未遂に終わり、回復後に逮捕されました。これを県警は夫婦ともに匿名で発表しました。理由は「無理心中で家庭内のことだから」というのです。

同情する気持ちは分からないではありませんが、明らかに過剰な配慮です。この例こそ、二人がなぜ追いつめられたのか、救う手だてはなかったのか、などを広く社会的に検証しなければならぬケースです。実名の発表があれば、実名報道するかどうかはともかく、私たちはさまざまな観点から周辺取材を尽くしたはずですが。

②独善型

二番目は「独善的基準」が振り回されるケースです。過剰配慮の場合は、納得するかどうかはともかく、それなりに理屈は通っていましたが、こちらは匿名理由に挙げた基準それ自体が混乱しているのだから困ります。

06年、北海道天塩町に止めた車内で練炭自殺を図った夫婦が見つかった事件で、警察は一命を取り留めた夫を実名、死亡した妻は匿名にして発表しました。ふつうは、死にきれなかった夫に、後追い自殺の恐れがあるとして配慮するところです。妻の名前をオープンにできない隠された理由でもあったのかもしれませんが、警察の対応は変則的でした。記者の抗議で後に妻も実名になったそうです。

05年、青森県八戸市で女性の理容師が殺害される事件があり、重要参考人の男性が凍死体で見つかりました。翌年になって、捜査本部はこの男性の犯行と断定、被疑者死亡として書類送検しますが、この時の発表が匿名でした。死亡する前に発見、逮捕していれば当然実名で発表されたはずですが。

③身びいき型

次は、三つ目の類型、身内をかばう「身びいき」の匿名発表です。

05年、岐阜県多治見市内で盗まれたダンプカーを追跡中の巡査が、ブラジル人に拳銃を奪われるという事件がありました。拳銃はその後、奈良県内の郵便ポストから見つかり、奪ったブラジル人兄弟が発生翌月に逮捕されました。全国的に注目を集めた事件ですが、この事件では、被害者の一人である巡査と、その時一緒にいた巡査長の氏名を一部のメディアは取材で割り出し報道しましたが、ついに公式には明らかにされることはありませんでした。

「拳銃使用の是非がこれから判断される。一般の人から今後、拳銃を奪われた警官という目で見られる恐れがある」。これが警察が匿名にした理由です。どう見ても身内をかばうための論理です。拳銃使用の是非は、それこそ県民の目がきちんと届く場所で検討され、判断されなければなりません。拳銃を奪われるということは、

それが新たな犯罪に使われかねないという意味でも、重大な過失です。かばって済まそうとするのは国民への背信行為にほかなりません。

徳島県警は05年に、異性関係で信用失墜行為があったとして男性警察官一人を戒告処分としましたが、詳しい事実関係や、職員の氏名はもとより所属さえ明らかにしませんでした。警察庁の処分公表の指針に、匿名にする条件として「被害者や関係者のプライバシー保護のためやむを得ない場合」という項目があるのを適用したというのが言い分です。しかし、これでは何があったのか、なかったのか、処分が適切だったのかどうか、一切分からず、県民に説明責任を果たせたとはいえません。身内をかばっていると取られても抗弁できないはずです。

④事実加工型

最後の第四の型は、匿名による「事実の加工」です。

05年、山梨県塩山署は、知り合いの主婦から現金を脅し取ろうとしたとして、大月市内の男を恐喝未遂で逮捕しました。同署はその日に容疑者逮捕を発表するのですが、被害者の主婦は匿名とした上で、実際は30歳代であったのに、46歳と虚偽の年齢を発表し、県議会で「県民の信頼を失いかねない」と追及されました。同署の言い分は「プライバシーの保護」でしたが、嘘は明らかにやり過ぎです。県警が陳謝しています。

04年、熊本県内で、成人の息子が71歳の父親を乗用車に3日間監禁し、暴力をふるうという事件がありました。担当の警察署は、被害者の父親を匿名にし、さらに一部の社には被疑者を「知人男性」と説明しました。これも、親子の間の事件という、ことからの本質にかかわる重大な事実の加工と言わなければなりません。05年には、別の警察署で、69歳の女による詐欺事件の発表に際し、被害者は義理の姉なのに、いったんは「知人」と説明して、記者の追及で義姉と認めたとすることもあったのです。

加工された事実、だれかが暴かない限り、そのまま事実となつて一人歩きしてしまう恐れがあります。これらが氷山の一角だとは思いたくありませんが、しかし、そうでないとだれが断言できるでしょう。さらに、虚偽発表がまかり通るなら、それと同列の事実の隠ぺいがないとだれが断言できるでしょう。仮にこうしたことが積み重なれば、権力犯罪も容易になります。決して見過ごすことはできません。

匿名発表は容易に進化、あるいは深化します。最初は受け身的に始まったとしても、それを見過ごしているうちに拡大し、やがて意図的、組織的な隠ぺい、ねつ造に発展する恐れがあるのです。私たちが決して思い過ごしをしているのではないことは、以上見てきたことに明らかだと思います。

4 他省庁にも匿名化の波

警察だけでなく、他の中央省庁や地方自治体など行政機関によるメディア対応にも、匿名化の波が押し寄せています。05年4月の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の施行が決定的でした。そもそもは、コンピュータシステムの発達で集積が容易になった個人情報、訪問販売などぶしつけな商法や犯罪に利用されないよう守るのが目的だったはずですが、しかし、現実はそのから大きく逸脱し、「個人情報保護」という名の下に、匿名化が激しい勢いで進行しています。

何を対象とするかに着目して行政機関の匿名発表を見れば、公務員ならびにそれに準ずる公的個人の情報の匿名化と、その機関で取り扱う個人の情報の匿名化の二つに、大きく分かれます。

前者の公務員情報の匿名化の代表例として、中央官庁の幹部職員が異動する場合に発表される略歴についてまとめた表を次ページに掲げます（読売新聞社調べ）。名前は発表されるわけですから、厳密な意味での匿名ではありませんが、一部個人情報のお公表は、発想は匿名と同根で、問題点も匿名と共通します。

計16の官庁のうち、生年月日など5項目のうち一つでも不公表としている官庁は、ほぼ3分の2を超える11に上ります。さらに、いずれかの項目に「本人の同意を得て公表」という条件をつけているところも10省庁に及びます。表からは、以前は多くの官庁で公開されていた個人情報範囲が、最高裁判所を除くすべての官庁で狭められていることが分かります。

調査対象となった役職者は、国民に大きな影響力を持っています。別の言い方をすれば、彼らに国民は権力行使の権限を委ねているのです。彼らが何者で、それに

「公表内容」の項目では、「事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとする」ことを基本として公表するものとする」との「原則」を示しています。さらに、「公表の例外」の項目では、「被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えな

ふさわしい人物かどうか、国民は知る権利を持っています。それにこたえるのが私たちメディアの使命ですが、大きな困難にぶつかっていることが、表からうかがえると思います。

もっとひどいことも起きています。人事院は03年11月10日、事務総長名で「懲戒処分者の公表指針について」という通知を各省の事務次官らに送りました。つまり、権力行使の権限を委ねるべきではなかったことが明らかになったケースで、その公務員の不行状をどう公表するか、というガイドラインです。

現在の各省庁における幹部公務員の略歴公表内容

(2005年12月末現在)

(○は本人の同意がなくても公表、△は本人同意を得て公表、×が公表せず)

省庁	略歴を公表している幹部クラス(以上)	生年月日	最終学歴卒業年次	本籍地か出身地の都道府県	採用試験種別	経歴
最高裁	地家裁所長	○	○	○	—	○
法務省	審議官級、検事正	○	○	×	○	○
警察庁	課長級	○	○	○	×	○
経産省	課長級	△	△	△	△	○
外務省	課長級公館長	△	△	△	△	△
総務省	局長級	△	△	△	△	△
防衛庁	内局課長・将官	△	△	△	△	△
文科省	課長級	△	△	×	△	△
厚労省	課長級	△	△	×	△	△
国交省	局長級	△	△	×	×	△
財務省	課長級	△	△	△	×	○
金融庁	課長級	△	×	×	×	△
環境省	審議官級	× 年齢発表	△	×	×	○
農水省	審議官級	× 年齢発表	×	×	×	○
内閣府	課長級	× 生年発表	×	×	×	○
宮内庁	課長級	× 生年発表	×	×	×	○

い」としています。この通知以降、処分を受けた公務員の名前を伏せるだけでなく、処分の事実そのものも発表しない傾向が強まっています。

公務員に準ずる公的個人の情報が匿名化された例としては、医師、看護師、薬剤師など厚労省所管の53の国家試験の合格者名簿の取り扱いがあります。厚労省は05年度から、合格者の氏名は公表せず、受験地と受験番号だけ発表することにしたのです。理由は「個人情報保護に関する法律との整合性」です。私たちの取材によれば、かねて受験生から「落ちたことが分かるので氏名は公表しないでほしい」などと要望があったことがきっかけになったといえます。しかし、そうした声は、万を超える国家試験受験者のうちわずか数十人から上がったに過ぎないのです。医師は国民の生命にかかわる仕事をします。国家試験はその権限を国民に代わって国が与える仕組みです。すぐれて公的な立場で、メディアを通じて社会的な監視下に置かれるのは職業的必然と言えます。

官庁が取り扱い対象としている個人についても、匿名発表される例が、増えていきます。ノロウイルスなどの集団感染や食中毒などが発生した際に、所管の保健所名こそ発表するものの、集団感染した施設や、地域を、県が明らかにしないケースが全国で相次いでいます。中には「県北」などと所在する市町村名さえ発表しない県もあります。これなどは、生命の危険とまでは言わないまでも、新たな感染拡大など実害を伴いかねません。

悪徳商法の業者を発表するのに、企業名は明らかにしたものの、その所在地を「個人情報保護の観点から」として明らかにしない市も出現しています。国民、市民の安全、安心を守るべき役所が、それを犠牲にして個人情報を守る、という笑うに笑えない事態が日常化しているのです。

敬老の日に厚労省から発表される「長寿番付」では、本人が希望すれば匿名登載されます。これが年々増える傾向にあり、05年は上位101人のうち匿名が14人に

も上りました。その中の一人、19位の都内居住の110歳女性が、実際は40年以上も行方不明だったことが判明した時には、だれもが驚きました。区役所が、住民票上の情報しか確認せず、匿名で名簿に登録していたのです。

先に見たように、警察での匿名発表は、情報のねつ造、隠ぺいへと「進化」しかねません。この例では、役所に匿名発表を許せば、やがて役所は業務に緊張感を欠き、職務怠慢へと進むことを示しています。いずれにせよ、匿名発表にはこうした「罪」が伏在することを改めて痛感します。

5 危険な「匿名社会」

ここまでは、私たちメディアとのかかわりで進む匿名化現象を検証してきました。言うまでもなく、警察を含む行政機関のあり様は、私たちの住むこの社会と無関係

ではありません。そうであれば、メディアの取材現場だけでなく、私たちの日々の生活の中でも、同じように首をかしげたくなる匿名化が進行しているのは、残念ながら、当然と言わなければなりません。

学校の名簿から先生の住所、電話番号が消えたら、放課後や夜間に児童・生徒に何かあったときに、どうやって連絡をとるのでしょうか。地域の自治会で一人暮らしのお年寄りを防災弱者としてリスト化しようとして、個人情報という壁に阻まれる例があります。いざというとき、どこに、だれを助けに向かったらいいのでしょうか。そんな奇妙な現象が、いま現に起きています。家族名が消され、世帯主名だけの表札が増えています。やがて、そこに住んでいることも隠し、顔も消さなければ生きていけなくなるのでしょうか。恐るべき「匿名社会」の出現です。

私たちは一人では生きていきません。人と人との関係の中で生きています。その関係を構築するのが個人情報だと思います。ただし、それぞれの関係性ごとに、そ

れを取り結ぶ個人情報とは異なります。どれを示し、どれを隠すか。大きな風潮に流されるのではなく、私たちは、自身でそこを考えなければなりません。

上手に個人情報を使いたいと思います。それが社会の活力につながるからです。だれのためでもありません。そこに生きる私たち自身のためです。



2006年3月、医師国家試験の合格者発表から氏名表記が消えた。受験地と受験番号だけの合格者名簿は匿名化社会の象徴だ（読売新聞社提供）

● 第三章

実名発表と実名報道

1 なぜ実名発表を求めめるか

前章で見たとおり、匿名発表はさまざまな問題をはらんでいます。私たちは、行政機関、警察に実名発表を求めます。被害者、被疑者など事件・事故の当事者はもちろん、関係先の組織名、地名、建物名なども具体的であるべきだと考えます。官公庁の発表でも、公務員、公務員に準ずる資格者などについては原則実名を求めます。理由は以下の三つです。

事実の核心

実名は事実の核心です。「いつ」「どこで」「だれが」「なにを」「なぜ」「どのように」のいわゆる5W1Hは、情報の必須要素です。その中でも「だれが」は絶対に欠かれない要素です。ほかのどれか一つ、たとえば「いつ」がなくても情報は成り立ちます。「なぜ」もそうです。ところが「だれが」は違います。ちょっと考えてみれば、「だれが」のない情報は情報とは言えないことがわかるはずです。同じように「なにを」を欠いてもやはり情報として成立しません。「だれが」「なにを」は、情報の核なのです。

取材の起点

実名は、現にそこに存在する名前です。そこに行けば本人が居ること、多くの場合合えることを保証してくれます。実名の提示を受ければ、私たちは、そこに出かけ、本人やその周辺の人たちに取材することができます。そこから情報はふくらんでいきます。私たちは、発表だけに頼らず、実名発表を、独自に取材を深めていくスタート地点にしたいと考えています。

真実性の担保

実名を起点に取材をした結果、事実が発表内容と食い違うということがあります。単なるミスもありますし、時に意図的なものもあります。いずれにせよ、実名があれば、間違いの発見が容易になります。逆のことも言えます。間違いが容易に見つけられてしまうとなると、発表する側はいい加減な発表や意図的な情報操作はできなくなります。実名は発表内容の信頼性を高めるのです。

以上の通り、実名なしには私たちの仕事は成り立ちません。だから、私たちは実名発表を求めます。官公庁が組織と税金を使って収集した情報は、国民が共有すべき公共財の性格を持ちます。したがって、本来、官公庁に非開示の秘密情報があつてはならないのです。つまり、実名は発表されるべき情報だというのが私たちの考えです。

ただ、実名を求めても得られないケースが少なくないことは前章で見た通りです。実名を欠いた情報は情報価値がないわけですから、こうした場合は、私たちは自力で実名をつかむ努力をします。実名発表がされないのなら、それをただ待つのではなく、一方で、自分たちの足と頭を駆使して割り出す用意があることを、明記しておきたいと思います。

2 実名発表と実名報道とは別

私たちは、警察、官公庁に実名発表を求めますが、発表された実名を報道するかしないかは全く別次元の問題と考えています。

第一章で述べたように、私たちはメディアとしての使命を果たすために実名報道を原則としています。その使命をひと言で言えば国民の「知る権利」への奉仕です。

しかし、その原則が絶対不可侵かといえ、そんなことはありません。一方で、人権を守ることに私たちも細心の注意を払っているからです。現に、人権尊重の立場から、「匿名」報道を選択するケースが増えているという実態があります。

まず、事件・事故の被害者の人権への配慮を見ます。

早くから意識してきた例としては、性犯罪の被害者が挙げられます。プライバシー、被害感情、今後の生活などに影響が出ないよう、原則として、匿名にしてみました。暴力団が絡んだ事件の被害者についても、報復の危険など「二次被害」のあるかないかを検討し、その恐れがある場合は当然匿名にしています。

最近の例では、「振り込め詐欺」の被害者なども、匿名を基本としています。次々に出てくる新たな手口を伝えることが重要である一方、被害者は詐欺に遭ったことを揶揄やされたり、再び別の詐欺グループに狙われたりする恐れがあるからです。空

き単や被害が軽微な交通事故の被害者など、実名を伝える必要性に比べ被害者の受ける不安、不利益や迷惑が大きいと考えられるケースも同様です。

全国が目にするような重要凶悪事件で、初報で被害者を実名報道したケースでも、近年は、続報でいつまでも被害者の実名を出すことをやめ、途中から匿名に切り替えることも、一部で始めています。「名前が出る度に身を切られる思いがする」と訴える遺族や関係者への配慮です。これは報道することの意味と、書かれる側の痛みのバランスを考えての私たちメディアの工夫です。

一方、被疑者の人権については、刑事司法現場での関心も以前から高く、一定の配慮は社会的に常識化しています。少年は「将来の更生を可能にする」との少年法の趣旨から匿名です。精神の障害で犯行時に心神喪失の状態で「刑事責任能力なし」と判断される場合も同じです。また地域性、事件の社会性にもよりますが、社によつてはごく少額窃盗など私人の「微罪」被疑者については匿名や、場合によつ

ては報道しないことも選択しています。裁判で無罪が確定するケースが続いている「痴漢」の被疑者についても、特に悪質なケース以外は匿名を基本としている社もあります。

報道を実名にするか、匿名にするか。私たちは悩みながら結論を出しています。公共の利害にかかわるかどうかの公共性、公益を図る目的かどうかの公益性、さらに書かれる側の痛み。こうしたことを、その都度個別に判断します。過去の事例に頼るだけでなく、時代とともに変わる「社会通念」も考慮しているつもりです。結果として、特に被害者の匿名化は相当程度進んだと思います。

かつて、実名報道に対し当事者、関係者から苦情があった場合に、私たちメディアの側が「警察が発表したから」と回答するケースがありました。しかし、これは明らかに責任転嫁です。私たちは今「実名報道の責任は、そう判断した各報道機関にある」と明確に言い切ります。報道によって引き起こされるあらゆる問題の責任は、私たち報道機関が全面的に引き受けます。その覚悟があるからこそ、私たちは、実名発表を求めているのです。

3 実名で報道する意味

私たちは実名報道には大きな意味があると考えています。具体的にケースを紹介しながら考えてみます。

訴求力と事実の重み

実名による報道は、匿名と比べ、読者、視聴者への強い訴求力を持ち、事実の重

みを伝えます。

1997年11月、東京都世田谷区で横断歩道を渡っていた小学校2年の男児がダンプカーにひかれ、亡くなりました。警視庁はダンプカー運転手をひき逃げ容疑で逮捕しましたが、10日後に釈放され、その後不起訴処分となりました。父親の片山徒有さんら両親が東京地検に問い合わせましたが「教える義務はない」でした。納得できない両親は自ら事故の目撃者を捜し出し、20万人を超える署名を集めて検察審査会に再捜査を申し立てました。

事故から1年後、検察は運転手を起訴し、当時の不起訴処分について「結果的に捜査が不十分で誤りだったといわざるを得ない」と非を認めました。両親の思いによって突き動かされた新聞社のキャンペーンと世論が検察の決定を覆し、被害者等通知制度などの創設にも結び付きました。

隼君という実名が、「小2男児」に具体的なイメージ、リアリティーを与え、その重みが結果として、事件・事故報道の意味である「怒りと悲しみを共有し、背景と問題点を探ること、二度と同じことを起こさないよう力を合わせる」ことにつながったといえます。同時にこのケースは「片山隼君事件」として人々の記憶に残ることになったのです。

権力不正の追及機能

99年10月、埼玉県桶川市のJR桶川駅前で女子大生猪野詩織さんが殺害されました。事件前、詩織さんは埼玉県警上尾署にストーカー被害を受けていると告訴状を出しました。しかし、署員は「民事事件だ」と受理を渋り、受理後も取り下げるように要請、揚げ句に調書を「被害届」に改ざんしました。署員3人は虚偽有印公文書作成罪で有罪が確定しました。メディアがこうした一連の捜査上の不正を暴きました。

この事件では発生直後、多数の記者が取材攻勢をかけ、事件直後に警察に事情説明をして帰宅した父親の憲一さんは自宅に入れなかったといいます。憲一さんは「メディアはまず過去の行き過ぎた取材を省みるべき」と厳しく批判した上で、『被害者の希望だから』とか『捜査に支障があるから』といって被害者名を公表しないと、不祥事など警察にとって都合の悪いことを隠ぺいされても追及できなくなる」と話しています。

警察は他の行政機関と違い、身体拘束、家宅搜索といった強力な幅広い公権力行使の権限を持っています。しかも、一連の警察不祥事を見て、警察は捜査密行の原則や組織防衛意識の強さから隠ぺい体質に陥りやすいと私たちは感じています。

訴えたい被害者

被害の事実と背景を、自らの立場から広く社会に訴えようという方もいます。実

名報道でなければできないことです。

96年11月、大阪市立高校1年だった武孝和さん（当時16歳）が、文化祭に来ていた他校の生徒に暴行を受け死亡しました。母親のりり子さんは、97年12月に「少年犯罪被害当事者の会」を設立、代表として遺族の知る権利の確立や被害者支援の運動を続けています。

「実名を含めて真相を報道してほしい」というのが武さんの主張です。「警察の発表は、事件の発生場所はどこで、被害者は誰で、加害者は誰なのかという事実を淡々と発表するのが望ましい」とし、犯罪被害者匿名報道について「報道による被害を考える場合などでは、被害者の名前は匿名にすべきだという意見が大勢を占めることが多い。実態を知らない人ほどそう考える。そういう時『私のように実名で報道してほしい、という遺族もいる』と必ず発言する。自分の言葉で伝えたいこともある。もちろん性犯罪被害など犯罪によってはプライバシーを守らないといけない

いものもある。私は匿名だと何か悪いことでもしているような感じに受け止めてしまおう」と述べます。

「被害者を保護するために匿名報道するのではなく、実名で報道されても生きていけるような社会にすべきだと思う」。武さんの言葉はそのまま私たちの思いでもあります。

96年にJR池袋駅ホームで男に暴行され死亡した立教大生小林悟さんの父、小林邦三郎さんは、2005年11月、実名発表を原則とするよう求める請願書を内閣府に提出しました。小林さんは「報道に求めるのは真実の追求であり、解明されないまま終わるのは怖い。警察の確認が不十分のまま報道されているのが現状で、それを調査し、正してくれるのもマスコミだ」と訴えています。

小林さんには「息子の命の代償は犯罪防止」との思いがあります。事件から10年余り、犯罪を防ぐための活動を続けてきた体験を踏まえ、「犯罪を防ぐためにも、

何があつたかを実名で伝え、実名で語ることが欠かせない」と考えるに至ったといえます。「犯罪被害者の人としての尊厳を考えれば、実名をもって報道するのが原則ではないか。匿名は人間としての存在を否定する行為のように感じる」と話しています。

実名で報道されることに特別の思いを抱く被害者もいます。05年11月、下校途中に殺害された広島市安芸区の小学1年木下あいりさん（当時7歳）の父親建一さんは、報道機関に談話を出す際、娘の名にかぎかつこを付け、「あいり」と書きました。「あえて強調しました。娘は『広島の小1女兒』ではなく、世界に1人しかいない『木下あいり』なんです」と胸のうちを語っています。

実名の尊厳

氏名は人と人を区別する符号のようなもの、との言い方もありますが、私たちは、

氏名は社会的な存在としての個人を指し示すものと考えます。匿名や仮名で組織されるコミュニティは健全ではありません。氏名は人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴だと考えています。

01年6月に起きた大阪教育大付属池田小の校内児童殺傷事件で長女麻希さん（当時7歳）を失った酒井肇さんは、警察が被害者名を勝手に匿名にするべきではないとの立場です。「私たちの子供は『小学2年の女子児童』でなく『酒井麻希』。匿名では1人の人間として生きてきた娘の人生の価値や意味も奪ってしまう」と語っています。

05年4月に兵庫県尼崎市で起きたJ・R福知山線脱線事故で妻と妹を亡くした兵庫県宝塚市の浅野弥三三さんは「警察は実名発表を維持すべきだ。匿名だと被害者が社会に存在した事実が公になることがなく、社会的な抹殺につながる。警察に被害者の社会性を奪う権利はない」と語っています。ただ「メディア側も被害者に節度ある取材をすべきで、それができるのならば実名発表で構わない」と条件を付けています。

事実の提示に基づく迫真力がジャーナリズムの力です。社会全体が匿名化すると、個人の責任や権利・義務の関係がいまいになり、人権侵害を招いたり、人権侵害があっても分からなくなったりする恐れがあります。私たちはこういった時代だからこそ、書かないこと、触れないことによる人権擁護ではなく、「書く」ことで人権を守り、民主主義を支えたいと考え、報道の在り方を模索し続けています。



兵庫県尼崎市で起きた JR 福知山線脱線事故の現場（2005 年 4 月、共同通信社提供）

報道側の配慮

● 第四章

1 「犯罪被害者等基本計画」を巡る動き

被害者は、事件や事故に巻き込まれさえしなければ、平穏な生活を送っていられた人たちです。被害に遭ったことで、精神的・肉体的に大きな痛みを受けるだけでなく、周囲から好奇の目で見られたり、社会的な信用を失ったりという納得しがたい事態に直面することもあります。職業や人間関係、病歴など、ふだんから触れられたくないと思っている事実が、被害に遭ったことで明るみになってしまうこともあり得ます。被害者として報道されたことで、事件・事故による直接の被害にとどまらず、新たな痛みを受けたとの訴えは切実です。私たちはそうした理不尽な事態が生じる可能性を認識し、報道機関として事実を伝える役割と、書かれることによる具体的な不利益とのバランスを考慮したうえで、何をどこまで報道するかを見極める努力を重ねています。

しかし、被害者や支援者の間に、取材・報道に対する深い不信感があることは否定できません。犯罪被害者等基本法に基づいて各行政機関が取り組む施策をまとめた犯罪被害者等基本計画の策定の過程で、その不信感が具体的な形になって現れ、警察による被害者名の発表の仕方が大きな論点に浮上しました。

「実名と被害者配慮は両立可能」と主張

私たちは、基本計画のとりまとめに当たっていた内閣府の検討会に対し、なぜ実名発表が必要かを繰り返し訴えました。匿名発表では、被害者やその周辺取材が困難になり、警察に都合の悪いことが隠される恐れがあります。私たちは「正確で客観的な取材、検証、報道で、国民の知る権利に応えるという使命を果たすため、被害者の発表は実名でなければならない」と訴え、理解を求めました。

基本計画が閣議決定された2005年12月27日に日本新聞協会と日本民間放送連盟が共同で出した声明は、この問題についての私たちの態度を集約しています。共同声明は「実名発表はただちに実名報道を意味しない。私たちは、被害者への配慮を優先に実名報道か匿名報道かを自律的に判断し、その結果生じる責任は正面から引き受ける。これまでもそう努めてきたし、今後も最大限の努力をしたいと考えている」と述べています。

これに先立つ同年11月の意見書で新聞協会は、「被害者やその関係者への配慮がなされるべきは言うまでもない。しかも、それは必ずしも民主主義の根幹をなす自由な取材、報道と対立しない。われわれはそう信じて、被害者らへの実名報道や取材について配慮してきたし、今後も最大限の努力をしたいと考える」との見解を表明しました。これが私たちの考え方であり、終始一貫した態度です。

けれども、犯罪被害者や支援者の団体は「被害者についての情報の保護」「警察けれども、犯罪被害者支援ネットワークは意見書を公表し、日本新聞協会への反論として、全国被害者支援ネットワークは意見書を公表し、日本新聞協会への反論として、による適切な配慮」にこだわりました。警察が被害者を実名で発表すれば、それはとりもなおさず強引な取材につながり、プライバシーの侵害につながるとの考え方でした。

全国被害者支援ネットワークは意見書を公表し、日本新聞協会への反論として、「報道機関の使命は極めて重要ではあるが、繰り返される報道被害を正当化する根拠とはなりえない」「報道機関の自主的な判断に任せよとする主張にも同意できない。一部の、節度や配慮に欠ける報道機関の存在を軽視することはできない」などと述べています。

また、全国犯罪被害者の会（あすの会）は06年1月の第6回大会で、犯罪被害者のための幅広い施策を求める決議を採択しました。そのひとつが「事件報道における被害者の意思の尊重」でした。決議は「犯罪被害者は、犯罪によって甚大な被害を受けるだけでなく、しばしばメディアによる過熱取材や報道によって深刻な二次

被害を受ける」としたうえで、「実名発表は過熱取材やプライバシーの侵害を伴うものであるから、警察はその発表にあたっては、被害者の意思を最大限尊重するよう強く要望する」と求めました。

「報道の自由」配慮の見解

被害者団体側と報道機関側、双方の主張を踏まえ、政府は218の被害者支援策からなる犯罪被害者等基本計画を閣議決定しました。焦点だった警察発表については、「再被害防止策」との位置づけで、「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」との表現で盛り込まれました。あくまで警

察が判断の主体になるという内容です。

その一方で、内閣府の検討会は閣議決定の前日、警察発表方針をめぐる6項目の見解をまとめ、政府の犯罪被害者等施策推進会議（会長＝安倍晋三官房長官（当時））に伝えています。

1. 取材報道の自由に規制を加えるものではない。
2. 警察が事件直後の発表をする際に犯罪被害者の氏名を実名とするか、匿名とするかという局面に限定されたものであり、他に波及するものではない。
3. 匿名発表を望む犯罪被害者等のための施策であり、実名発表を求める犯罪被害者等についてまで匿名にするものではない。
4. 警察に対し、犯罪被害者等からの匿名発表の要望のみならず、実名発表を望むマスコミの要望も踏まえ、発表することの公益性も勘案して適切に発表す

ることを求めており、マスコミが指摘するような警察の「恣意的な」判断や「安易な」匿名発表の拡大を認めるものではない。

5. この施策は警察において現に行っていることであり、新たな権限を警察に付与するものではない。

6. 具体的事件事故で警察が匿名発表とする場合は、その都度マスコミに対し匿名をする理由を説明し、議論に応ずることとしている。

この見解は、猪口邦子・内閣府特命担当相が記者会見で発表しました。さらに、閣議後の記者会見で安倍官房長官は「匿名原則ではない。発表することの公益性も勘案して適切に発表することを求めており、警察の恣意的な判断や安易な匿名発表の拡大を認めるものではない。恣意的な運用にはならない」と述べ、6項目の見解の趣旨を政府として再確認しました。私たちの訴えが一定程度、反映された内容といえます。

後退した警察庁通知

こうした経緯を踏まえて、警察はどう対応しているのでしょうか。基本計画の閣議決定を受けて、警察庁が05年12月28日付で都道府県警本部長らに送った通知には次のような表現があります。

「警察による被害者の氏名の発表については、これまでも刑事訴訟法、犯罪捜査規範等の関係規定に則し、個別具体の事案に応じて各都道府県警察が判断して行ってきたところであり、当該記述は、警察において現に行っている内容を記述したものである。

したがって、基本計画の決定により、被害者の氏名の発表に関する警察の基本的

な考え方が変更されるものではないが、特に基本計画において当該記述が盛り込まれた趣旨を踏まえ、個別具体の事案ごとに適切な発表内容となるよう、捜査を担当する各部門及び広報担当部門に対し、改めて指導を徹底されたい」

つまり実名、匿名発表については現行の運用を変えないとしています。犯罪被害者等基本計画検討会がまとめた6項目の見解や官房長官の発言に比べ、後退した印象があるのは否めません。そうでなくても警察の匿名発表が急増している中で、この文書は、全国の警察に「被害者保護」「被害者対策」を名目にした一層の匿名化を促進させるのではないかと、私たちは懸念します。

そもそも匿名発表は被害者とメディアを遮断します。警察発表で「被害者が匿名を望んでいるので実名は出せない」との説明がしばしば行われますが、本当に確認したのか、あるいは匿名を希望するよう誘導したケースもあるのではないかと、疑われるケースさえあります。

警察には、「被害者の名前や住所が報道された場合、警察への通報を逆恨みした加害者側がそれを見て押し掛けないとも限らない。被害者の実名発表は二次被害につながるかねない」という考え方があります。警察として、被害者保護のための積極的な手立てを取らずにいた時代から続く、根強い感覚といえます。けれども、被害者保護のための制度や手立ては、警察による発表の仕方いかんにかかわらず、整えておかなければならない性格のもです。「二次被害を防ぐために匿名発表にする」という言い方は、説得力に欠けると言わざるを得ません。

加えて、警察には捜査優先の意識が常にあります。このことから、どんな些細な情報でも公表をためらうという方向に動きがちです。仮に、警察が被害者名の発表を渋る場合には、それがどんな理由によるのか、具体的に明らかにするよう求めなければなりません。

「二次被害が発生する恐れ」が具体的に ある場合には、実名発表がそのまま実名報道に直結する訳ではないこと、報道機関として二次被害を防ぐための工夫があり得るということを伝え、理解を求める必要があります。

2 守るべきプライバシーと個人情報の違い

実名による報道は、多くの場合、書かれる側のプライバシーの領域に踏み込むことを意味します。このため、報道とプライバシーの問題は、国民の知る権利にこたえる報道の使命と、書かれる側の人権とをどう調和させるかという問題に行き着きます。そのいずれもが限りなく重いものであり、報道機関として、両者の「調和」を具体的な形にする作業は、常にぎりぎりの選択にならざるを得ません。

「プライバシー侵害」の3要件

私たちの立脚点を明らかにするために、まず、プライバシーについて考えてみましょう。作家・三島由紀夫の小説「宴のあと」をめぐって、元衆院議員が「プライバシーの侵害」と訴えた民事訴訟の判決が1964年9月、東京地裁で言い渡されました。プライバシー侵害が成立するかどうかの判断の要件として示されたのが、次の3つです。

①公表された内容が、私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること。

②一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること。言い換えれば、一般人の感受性を基準として、公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認めら

れる事柄であること。

③ 一般の人々にいまだ知られていない事柄であること。

判決は、プライバシー権について、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と位置づけ、「不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益である」と述べています。

プライバシーの領域にあると考えられる情報としては、住所、年齢、生年月日、異性関係、健康状態や病歴、思想・信条、前科・前歴・非行歴、資産状態や資産形成方法、出身地や学校・学歴、家族関係、趣味・嗜好などが挙げられます。このような情報が、本人の意思に反して公開され、そのことによって本人が不快・不安の念を覚えた場合に、一般的にはプライバシーの侵害となります。

報道の公益性認める判例

しかし、報道機関については、プライバシーに当たる事実を報道したとしても、公開することに公共的な意義がある場合には違法性はないと認められています。特に、報道の対象が公的人物の場合は、その社会的地位や活動状況から、公開されてもやむを得ないと判断される範囲が広がっています。

たとえば、東京高裁は94年2月、新聞報道による名誉棄損が問われた損害賠償請求訴訟の判決で、報道とプライバシーとの関係を分かりやすく整理しています。

訴えを起こしたのは、米ロサンゼルス市で妻を銃撃して殺害したなどとして88年11月に殺人罪で起訴された元会社社長（一審の東京地裁は無期懲役の有罪判決。東京高裁で逆転無罪。確定）です。訴えられた新聞記事はロス市内のすし屋に寄贈本として残っていた、元社長が読んだ推理小説137冊について書名や著者のリストを添え、その特徴点を伝えたものでした。元社長は、「記事は、全体の印象から、

一般読者に対して自分が銃撃事件の犯人であるとの印象を強烈に与え、自分の社会的評価を低下させるものであり、名誉棄損に当たると主張しました。

これに対して東京高裁は、元社長の読書歴を伝えた報道は名誉棄損に当たらないとの判断を示しました。判決理由の中に、プライバシーについて言及した部分があります。

「思うに、私人についての情報の公表ないしは暴露は、常に当該私人のプライバシーを侵害する不法行為となるものではなく、それが不法行為となるためには、当該情報が、公表された時点において真に私的事項といえるものであり、その公表により当該私人が困惑を来すような内容のものであり、かつまた、当該情報の公表が、通常の感情、感覚を有する者からみて、不快、憤り若しくは腹立たしさを感じるようなものである場合であることを要する」。ここまでは、「宴のあと」裁判を踏襲した考え方といえます。

続けて、報道とプライバシーの関係について述べています。

「そして、右のような場合であっても、当該情報が合法的に取得されたものであるうえ、それを公表するにつき正当な公の利益があつて、右情報に報道価値があるといえるときには、右情報の公表は違法性を欠き、不法行為とならないものと解するのが、プライバシーの保護と報道の自由との合理的調整を図るために、相当といふべきである」

通常の取材活動によって得られた情報（合法的に取得された情報）であつて、報道することに正当な公の利益がある場合に、プライバシーの侵害は違法性を欠く――。私たちにとって、重要な判例であるといえます。

個人情報保護法も適用外

一方、プライバシーとしばしば混同されるのが、「個人情報」です。

概念としては、個人情報の方がプライバシーより幅広く、個人情報のうちで先の3要件を満たす情報がプライバシーに当たるといえます。

したがって、個人情報を公表することがそのまますべてプライバシーの侵害ということにはなりません。反対に、プライバシーを理由に公的機関が個人情報の提供を拒否しようとする場合、プライバシーという概念では網がかからない領域に多くの個人情報があり得るということを踏まえておく必要があります。

2005年4月に全面施行された個人情報保護法は、個人情報について、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう」と定義されています。個人に関する情報のうち、「特定の個人を識別できるもの」が保護の対象とされています。

ここで注意しなければならないのは、個人情報保護法の精神、法の目的です。同法が目指しているのは、不正使用や流出から個人情報を守ることであつて、報道機関に対して個人情報を開示することを禁じてはいないということです。

個人情報保護法が定めた主なルールは、①取り扱うに当たって、利用の目的をできる限り特定する②偽りその他不正な手段により取得してはならない③個人情報を取得した場合は、速やかにその利用目的を本人に通知するか公表しなければならない④個人情報データベースを構成する個人情報（個人データ）は、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない⑤個人データの漏洩、滅失または棄損の防止など、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない⑥あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない⑦本人から保有する個人データの開示を求められたときは、遅滞なく開示しなければならない—などです。

これらのルールに反し、主務大臣からは正を命じられながら、それに従わなかった取扱事業者の代表者や法人に対しては、6か月以下の懲役か30万円以下の罰金が科せられます。ただし、放送機関や新聞社、通信社その他の報道機関が報道の用に供するために個人情報を取り扱う場合は、これらのルールは適用されません。同法は報道の定義を「不特定多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見または見解を述べることを含む）」としていて、報道を業とする個人も同じ扱いとなります。

「捜査の妨げ」への反論

ここで、警察による被害者名の発表に戻って考えてみましょう。

被害者名は明らかに個人情報ですが、個人情報保護法は報道機関への開示を禁じていません。警察が被害者名を報道機関に伝えても同法に反することにはなりません。

ん。警察の発表を受けて、どう取材し、どう報道するかは、私たち報道機関が読者の「知る権利」を踏まえ、自主的に判断することといえます。

ただ、警察は捜査機関として、情報の提供を最小限にとどめ、捜査を優先させようとする傾向が往々にしてあります。情報を伏せる根拠となるのは、刑事訴訟法第196条の「検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に関係ある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない」という規定と、犯罪捜査規範（国家公安委員会の規則）第9条の「捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者その他事件の關係者の名誉を害することのないように努めなければならない」という定めです。

いずれも「被害者の名誉」を言うと同時に、「捜査の妨げ」を強調しています。

これに対して、私たち報道機関を支える根拠として、刑法第230条の2の2が

あります。「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」とした規定です。誰が犯罪の被害に遭ったかの「誰」は「犯罪行為に関する事実」の一部です。したがって、被害者の名前は「公共の利害に関する事実」と位置づけられ、報道することに「公の利益」があることになりました。

ただ、性犯罪の被害者のように、名前を知られることの不利益が「人格権の侵害」と見なし得る場合には、例外的に匿名とするのが私たちの対応です。

3 取材・報道倫理と各社の取材・報道面での対応・配慮

まず、日本新聞協会の新聞倫理綱領（00年6月制定）を見ておきます。

「国民の『知る権利』は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、

言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される」

冒頭の一文は、「高い倫理意識」の重要性を高らかに訴えています。そのうえで、「人権の尊重」の項目では、「新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する」と述べています。

取材・報道に際して、良識と節度が欠かせないことは、新聞倫理綱領を待つまでもなく、当然、事件・事故の取材・報道にも当てはまります。

メディアスクラム対策

近年、メディア不信が叫ばれる背景として、メディアスクラムの問題が指摘されています。「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、

あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまいう取材」（集団的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解／01年12月6日）が、被疑者、被害者に限らず、その家族や周辺住民にまで苦痛をもたらすことは、疑いようがありません。

少数の記者による取材ならば何ら問題にならない手法であっても、多数のメディアが文字どおり殺到することで、取材される側には大変な精神的苦痛になることがあります。国民の「知る権利」にこたえる取材・報道であっても、取材される側の日常生活を破壊してしまう事態は、社会通念上、許容されません。

こうした状況を可能な限り回避するため、私たちは01年の見解に基づき、メディアスクラムが発生した場合に解決策を話し合う協議機関を設置しました。同時に、すべての取材者が最低限、順守しなければならないルールを具体的に定めました。

- ① いやがる当事者や関係者を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。相手が小学生や幼児の場合は、取材方法に特段の配慮を要する。
- ② 通夜葬儀、遺体搬送などを取材する場合、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮するとともに、服装や態度などにも留意する。
- ③ 住宅街や学校、病院など、静穏が求められる場所における取材では、取材陣の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないよう留意する。

メディアスクラムの発生が指摘されるか、懸念されるような場合、私たちは、節度・良識ある取材を申し合わせたり、取材記者の数を少なくする趣旨で代表取材の形式をとったりしています。社ごとの取材者数を絞ったり、取材場所や取材時間を限定したりといった解決策も考えられます。いずれも、「報道被害」を抑えるための工夫です。

広島小1女児殺害事件での具体的対応

ここで、具体的な事例に沿って、事件現場で何が起き、現地の取材記者たちはどう対応したかを見てみましょう。

05年11月22日、広島市安芸区で、下校途中だった小学1年生の木下あいりさん（7歳）が近くに住んでいたペルー国籍の男に殺される事件がありました。段ボール箱に入れられた遺体が通学路近くの民家の前で見つかったのが同日午後3時ごろ。すぐに取材が始まり、各社が現場周辺に投入した記者・カメラマンは総勢300人に達しました。

狭い地域に多数の報道車両が入り込み、聞き込み取材は夜まで続きました。

同日午後8時過ぎには、所轄署の刑事課長が「遺族が取材を気にしている。自宅を訪れる社もあり、何とかならないかと言っている」と県警広報課に連絡しています。対応した県警広報課の課長補佐は「警察からマスコミに取材を自粛するように求

めることはできない」と回答しました。しかし、午後9時過ぎに再度、所轄署の刑事課長から「自宅にも近所にも記者が押し掛けており、何とかしてほしいと遺族が言っている」との連絡があったのを受け、県警広報課は「遺族の強い希望ならば、自身で文書を書くか、口述筆記でも寄せてもらえれば、それを取り次ぐことはできる」と答えます。

午後10時ごろになって、広島県警は県警記者クラブに、被害者の父親と親族一同の名前が入った手書きの文書を示しました。文書は「報道の皆様へ」と題し、「私達は、今回の出来事で大変胸を痛めております。私達は、あいを静かに見送りたいと思っています。敷地内への立ち入りをお控えいただければと切に思います。また、私たち家族、親戚や、ご近所の方々、学校、幼稚園等へのインタビューや撮影をご遠慮お願いしたいと思います。どうか、何卒とせよろしくお願い致します」とつづられていました。

「取材・報道の自粛」を求める申し入れだったため、記者クラブは県警を通じて遺族に、「気持ちには理解できるし、配慮もする。だが、取材・報道はさせていただく」と伝え、理解を求めました。そのうえで、広島県編集責任者会（16社が加盟）の幹事社が加盟各社に電話で意見を聴いたところ、連絡が取れた12社が「取材自粛の申し入れをそのまま受け入れるわけにはいかないが、取材・報道をすることを前提に、メディアスクラム防止のために何らかの対応をとることは必要」との考えで一致しました。

「広島市安芸区の小1女兒殺害事件での取材・報道について」との申し合わせは、翌23日の正午前、成立しました。申し合わせは、経緯について「広島県警を通じて県警記者クラブに被害者の遺族・親族から取材自粛の申し入れがあった」と書いたうえで、「広島県編集責任者会加盟各社は、取材・報道の使命の重要さを認識するとともに、被害者家族をはじめ周辺住民、学校など関係者の心情やプライバシー、人権に配慮し、節度をもって取材・報道に当たることを申し合わせる」と明記しています。

遺族が取材の「自粛」を要望し、それを受けて報道側が「節度ある取材」を申し合わせる。これ以降、各地で重大な事件・事故が発生するたびに、この時の自粛要請文を下敷きにした遺族名の文書が警察を通して出され、それを受けて報道各社が申し合わせを結ぶようになりました。その意味で、記憶にとどめるべき事例といえます。

広島県編集責任者会は、あいりさんの通夜、葬儀が熊本県八代市で執り行われるのを前に、熊本県報道責任者会（14社が加盟）に申し合わせ文を送るなどして、「節度ある取材」が守られるよう働きかけました。また、日本新聞協会を通じて日本民間放送連盟、日本雑誌協会にも申し合わせ文を送り、趣旨の徹底を求めました。

熊本県報道責任者会は、広島の申し合わせを踏まえ、通夜、葬儀での「節度ある

取材・報道」を申し合わせました。遺族は、取材に当たって葬祭場内に入らないことなどを要請すると同時に、熊本県警を通じてあいりさんの生前の写真3枚を各社に提供しました。

事件・事故、特に発生直後の取材・報道に当たって、メデアスクラムの状況は避けなければならないという意識はすでに報道機関の間に定着したといえます。一方で、メデアスクラムに至らない状況でも、遺族らが、近隣の住民も含めて取材・報道の自粛を求める動きが日常化しつつあります。私たちは、遺族や関係者の思いを尊重しながら、同時に、国民の知る権利にこたえるという報道の責務を果たさなければなりません。「節度ある取材」を申し合わせる場合でも、記者会見や代表取材によるインタビューなど、混乱を避けながら遺族・関係者から直接、話を聞く方法を模索する必要があります。

第三者機関による監視

自らの取材手法や報道内容が適切かどうか、第三者の目を入れることでチェックする仕組みも採用されています。

日本放送協会（NHK）と日本民間放送連盟（民放連）は1997年、視聴者らからの苦情に対応する第三者機関として、「放送と人権等権利に関する委員会」（BRC）を設置し、BRCを支える任意団体として「放送と人権等権利に関する委員会機構」（BRO）を組織しました。放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者の対立が解消しない場合などに、双方の意見を聴いて客観的に判断する役割を担っています。

一方、新聞・通信各社は、外部委員らをメンバーとする第三者機関を社内にて設け、読者からの苦情申し立てや被害救済の訴えの受け皿としています。「報道と読者委員会」「報道審査会」など呼び方はさまざまですが、2006年5月の時点で、全

国37社が第三者委員会を設けています。第三者の目を通して自社の報道や紙面を検証するとともに、取材や報道のあり方全般についても提言を得る仕組みといえます。各社とも、取材と報道の倫理を逸脱することがないよう自戒し、読者の信頼をより確かなものにすべく、自主的な努力を続けています。



木下あいりさん殺害事件の取材現場（2005年11月、広島市・朝日新聞社提供）

● 第五章

報道機関の課題

1 「報道被害」批判への反論と課題

1990年代後半、メディアの取材や報道が厳しい批判にさらされる事態が相次ぎました。例えば東京電力女性社員殺害事件（97年）では、被害者の女性の私生活がさまざまな報道で暴露されました。また、神戸・連続児童殺傷事件（97年）や和歌山・毒物カレー事件（98年）では、メディアスクラムが問題になりました。市民ばかりでなく、法律関係者の間でも、取材・報道によるプライバシーの侵害に対する批判的な意見が強まりました。

強まるメディア規制の動き

そのような中、今世紀に入り、さまざまな形でメディアを規制しようという動きが加速されています。個人情報保護法、人権擁護法案など、立法によって表現や取材・報道を規制しようとする流れです。メディア側はこれに対抗し、規制を押し戻そうとしているのが現在の状況です。

極めて大切なことですので詳述します。まず、2003年5月に成立し、05年4月に全面施行された個人情報保護法です。当初の法案に、本人の同意を得ないで個人情報を取り扱ってはならず、個人情報を取得した場合は速やかに本人にその利用目的を通知するか公表しなければならないなどとする基本原則を、メディアを含め、個人情報を取り扱うすべての者に適用する規定がありました。しかし、メディア側の強い反対で、報道機関が報道目的で取り扱う個人情報については、罰則を伴う義務規定の適用から除外されました。

さらに、02年に国会に提出され、03年にいったん廃案になった人権擁護法案でも、メディア規制の項目が盛り込まれていました。報道機関が犯罪被害者や加害少年ら

を報道する際、「私生活に関する事実をみだりに報道したり、名誉や生活の平穏を著しく害したりすることや、その人たちへの取材が拒まれたにもかかわらずとつたり、電話やファクスを反復して送ったりする行為で生活の平穏を著しく害すること」などについて、調停や仲裁、勧告、公表などの措置を講ずる特別救済の対象としていたのです。これでは「熱心で粘り強い取材」がその対象となりかねません。メディア側は取材・報道の自由を侵す危険性があるとして、これらの条項の削除を求めました。政府・与党が再提出を目指す法案でもメディア規制条項は削除せず、残したまま凍結するとの姿勢を崩していません。

また、国民から無作為で選ばれる裁判員が裁判官と一緒に殺人などの重大事件の裁判に参加する裁判員制度でも、メディア規制の意図が読み取れます。この制度は09年に導入される予定ですが、政府は当初、裁判員の事件への予断を防ぐという理由で、メディアが事件について公判前に報道することを禁止しようとしてきました。こ

れもメディア側の反発で、04年に成立した裁判員法にはその項目は削除されましたが、裁判員に対するメディア側の接触を禁止・制限したり、裁判員に厳しい守秘義務を課し、違反した場合は懲役刑を含む罰則を設けたりするなど、メディアによる取材・報道に厳しい枠をはめました。

05年12月に閣議決定した犯罪被害者等基本計画の中に、被害者を実名・匿名のどちらで発表するか判断を警察に委ねるとする項目を盛り込んだのも、こうしたメディア規制の流れと位置づけられます。この項目が明文化されたことによって、警察による匿名発表は現状の増加傾向にいつそう拍車がかかるとみられ、被害者側への取材・報道は、大きな制約を受けることとなります。

国民も厳しく目

この一連のメディア規制の動きに、メディア側は警鐘を鳴らし続けてきましたが、

残念ながら、この姿勢が必ずしも理解されていない現実があります。取材や報道のあり方に対し、これまで以上に厳しい目が向けられているからです。特に、事件や事故の発生直後などに、被害者や遺族、関係者のもとに多数の記者やカメラマンらが詰めかけるメディアスクラムや、被害者や遺族、容疑者、周辺関係者のプライバシーに必要以上に踏み込む心ない一部の報道に対しては、強い拒否反応が起きるようになりました。こうした現実を受けて、メディアを規制しようとする法律や法案、制度は「国民をメディアから守る」ことを目的として掲げているのです。これは、公権力が「国民の保護」を名目にメディアをコントロールする状況が生まれたことを意味します。

先の大戦で日本のメディアは政府の統制下に置かれ、大本営発表を垂れ流し、国民の目を真実からそらせる役割を結果的に担いました。この苦い体験を私たちは忘れてはなりません。敗戦後、日本国憲法が制定された際、その反省から憲法21条で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」との規定が定められました。そして、戦後、自由な言論こそ民主的な国家の支柱になるとの確信のもと、21条の優越性は自明のものとして広く認められてきた経緯があります。

一方で、戦後、半世紀以上経ち、被害者・遺族の人権が最大限に守られるべきだとの意識が広まりました。この人権意識と「表現の自由」をどうバランスさせるのが、今、私たちが直面している大きな課題になっているのです。

2 人権を守るための報道

メディアは自戒し、被害者や遺族と対立関係に陥る状況をつくりだしてはなりません。被害者・遺族に対し取材・報道の意義を、時間をかけて理解してもらう姿勢

が大切です。

共感広げる媒介者

報道によって、被害者・遺族の存在を知った読者が心を寄せ、励ましの便りを送るなどして力になるケースも少なくありません。同じ被害に遭った人々の存在や、その人たちからの励ましが被害者や遺族を勇気づけることもあります。他者からの激励は立ち直りや癒しのきっかけになり得ます。これからの時代の報道には、共感の輪を広げる媒介者としての役割も求められます。

これまで報道は、その役割を十分に果たしてきたでしょうか。事件・事故直後には、多数の報道陣が被害者や関係者のもとに駆けつけ、大々的に取材活動を繰り広げます。しかし、必要な取材が終われば、あっという間に立ち去ります。事件・事故は常に起き、記者や社会の関心は常に新しい方に移ります。しかし、本当に被害

者・遺族のためになる取材は、世間の関心が移った後にこそ必要になるのです。事件直後には取材に応じる余裕がなかった被害者・遺族は、時間が経つにつれ、自分を取り巻く環境の厳しさを実感するのではないのでしょうか。

例えば、大切な人の命を奪われ、あるいは自ら傷害を負わされ、収入の道が閉ざされることもあるでしょう。加害者から将来的に損害を補償されるケースは決して多くはないはずです。国からの経済支援などについて不満があつて話したくても、その時には記者は訪れて来ません。電話や手紙で連絡を取っても取材に結びつくケースは多くないのが実情でしょう。新しいニュースを追うのは報道の宿命ですが、過ぎ去った事件・事故の中からニュースを発掘するという意識転換が必要です。

被害者を守る取材

犯罪の被害に遭うことは誰にでもあり得ることであり、本来、被害に遭うことは

「隠したい」ことではないはず。なのに、なぜ被害者・遺族は、実名を公表されることを拒否するのでしょうか。そこには、被害者に対する社会や地域の好奇の目がないとは言いきれません。そのような目から守る取材も今後の課題になってくるでしょう。

犯罪被害者・遺族の中には、事件の当事者として、刑事司法手続きに関与したいとの意見が強くあります。例えば、加害者が少年の場合、少年審判など手続きのプロセスに関して提供される情報はごく限られています。成人の場合でも、直接公判に出席して意見を述べ、場合によっては求刑に関与したいという意見もあります。刑事司法手続きのあり方は、その国の歴史や国民性などさまざまな要素が絡み合っており、慎重な検討が必要ですが、一定程度、被害者・遺族が関与することは、すでに政府の方針でも明らかにされています。メディアは、そのような側面からもさらに幅広い報道を心がける必要があります。

捜査当局は犯罪の検挙を通じて社会に貢献することを目的とし、メディアは報道を通じて貢献したいと考えています。方法は異なりますが、ともに公的な役割を果たすことが使命であるという点では一致します。実名・匿名発表については、メディアと警察とはこれまでも何年にもわたり議論を重ねてきました。メディアは捜査当局と敵対するのではなく、事件・事故の真相究明や再発防止に向けて、協力し合っている関係にあるはず。です。

事件・事故の報道は、広く社会全体でその悲しみや怒りを共有し、社会が一体となって背景にある原因を考え、再発防止、根絶に向けて取り組むために必要です。真相にできるだけ近づくための報道を行うには、被害者側の実名発表に基づく取材が第一ですが、仮に捜査当局が匿名発表を譲らない場合でも、被害者側の実名を把握する努力を尽くすことは言うまでもありません。事件・事故の捜査が適正に行われているか、捜査当局による公権力行使に行き過ぎはないかをチェックすることは

重要な役割の一つです。その使命を果たすために、報道機関は報道内容を自主的、自律的に判断し、結果の責任もまた正面から引き受けなければなりません。そうした覚悟を、報道機関は社会に向けて丁寧に説明し、十分な理解を得る必要があります。

求められる記者の意識向上

この冊子をまとめるにあたり、犯罪被害者・遺族とその支援者との相互理解を深めるために懇談を重ねてきました。

こうした機会を通じ、改めて確認できたことがあります。メディアがこれまで述べてきたような事件・事故報道の使命、役割を十分に果たし、国民に信頼される存在となるためには、記者一人ひとりの意識向上が不可欠ということです。憲法21条によって記者の活動が保障されてはいても、これを支える高い倫理は不断の努力によってしか維持し得ないのです。一人の人間として尊敬され、記者の社会的責任を

十分に認識できるようにするための記者教育が今ほど必要なときはありません。そして、事件・事故報道のありようを今の時代に適したものに変える発想の転換も要請されるでしょう。

6400人以上の死者を出した阪神・淡路大震災（1995年）の際、メディア——とりわけ新聞——は「被災者に寄り添う報道」に徹しました。被災者にとって必要な情報をきめ細かく提供し、「今日を生き抜く」ための力と励ましを送り続けたのです。その教訓は今に生きているはずで

被害者・遺族とのかかわりを一過性のものとせず、その置かれた立場を理解し、信頼関係を築くための努力を惜しまないこと。そして、被害者・遺族を孤立に追いやるのではなく、社会全体で救済に向かう方法を考えること。事件・事故報道に際しては、そのような意識を共有できる環境づくりこそ、私たちに求められているものでしょう。



6400人以上の死者を出した阪神・淡路大震災（1995年1月17日・毎日新聞社提供）

「はじめに」にあるように、2005年にいつそう加速された「匿名社会」への動きを危惧し、日本新聞協会で1年以上にわたって検討を重ねました。ちょうど、戦後60年の区切りの年に当たっていました。読者・視聴者に対して十分な役割を果たすことが出来なかった先人の報道。新憲法下の民主主義の根幹をなす国民の「知る権利」とメディアの「表現の自由」。こうしたことを、振り返り、再確認する節目の年でもあったのです。

メディアはこの60年間、戦前の反省に立って読者・視聴者のために懸命に努力を重ねてきました。「知る権利」や「表現の自由」が所与のものでなく、闘い取るべきものであることも学びました。

しかし、今、メディアへの信頼が揺らいでいるのも事実です。いつから、どうして、こうなったのか。私たちの側に問題はなかったのか。この冊子をまとめるに当たり、私たちは謙虚に、メディアをめぐる状況に向き合いました。そして、私たちの使命と役割を確認することから作業を始めました。

人権やプライバシーを侵すことがない事件・事故報道はどうあるべきか、「模範回答」はないにしても、これを正面から受け止め、社会的理解が深まるきっかけにしたい。私たちの論議は白熱しました。そして、「今、私たちが考えるべきこと」を提起することにしたのです。

この冊子がさまざまな場所で活用され、これを契機にメディアと読者・視聴者の皆さんとの信頼が深められていくことを願っています。

資料

新聞倫理綱領

集団的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解

集団的過熱取材に関する地元協議機関と加盟社、対応窓口一覧

新聞倫理綱領

2000（平成12）年6月21日制定

新聞倫理綱領は昭和21年7月23日、日本新聞協会の創立に当たって制定されたもので、社会・メディア状況が激変するなか、旧綱領の基本精神を継承し、21世紀にふさわしいものとして、平成12年に現在の新聞倫理綱領が制定されました。

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表

現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任 表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

正確と公正 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名譽を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名譽を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度 公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、

等しく読めるものでなければならぬ。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

集団的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解

2001（平成13）年12月6日 第609回編集委員会

事件や事故の際に見られる集中豪雨型の集団的過熱取材（メディア・スクラム）に、昨今、批判が高まっている。この問題にメディアが自ら取り組み自主的に解決していくことが、報道の自由を守り、国民の「知る権利」に応えることにつながると考える。こうした認識に立って、日本新聞協会編集委員会は、集団的過熱取材にどう対処すべきかを検討し、見解をまとめた。



集団的過熱取材とは、「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまいう取材」を言う。このような状況から保護さ

れるべき対象は、被害者、容疑者、被告人と、その家族や、周辺住民を含む関係者である。中でも被害者に対しては、集団的取材により一層の苦痛をもたらすことがないよう、特段の配慮がなされなければならない。

集団的過熱取材は、少数のメディアによる取材である限り逸脱した取材でないにもかかわらず、多数のメディアが集合することにより不適切な取材方法となってしまうものだ。また、事件・事故の発生直後にとくに起きやすく、そのような初期段階での規制は必ずしも容易ではない。このため、取材現場を必要以上に委縮させないということにも留意しつつ、次のような対応策をまとめた。

すべての取材者は、最低限、以下の諸点を順守しなければならない。

①いやがる当事者や関係者を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。相手が小学生や幼児の場合は、取材方法に特段の配慮を要する。

②通夜葬儀、遺体搬送などを取材する場合、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮するとともに、服装や態度などにも留意する。

③住宅街や学校、病院など、静穏が求められる場所における取材では、取材車の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないよう留意する。

不幸にも集団的過熱取材の状態が発生してしまった場合、報道機関は知恵を出し合って解決の道を探るべきであり、そのためには、解決策を合同で協議する調整機能を備えた組織をメディア内部に持つておく必要がある。調整は一義的には現場レベルで行い、各現場の記者らで組織している記者クラブや、各社のその地域における取材責任者で構成する支局長会などが、その役割を担うものとする。解決策としては、社ごとの取材者数の抑制、取材場所・時間の限定、質問者を限った共同取材、さらには代表取材など、状況に応じた様々な方法が考えられる。

また、現場レベルで解決策が見いだせない場合に備え、中央レベルでも、調整機能や一定の裁定権限を持った各社の横断的組織を、新聞協会編集委員会の下部機関として設けることとする。

集団的過熱取材の被害防止は、各種メディアの一致した行動なしには十分な効果は期待できない。このため新聞協会としては、放送・雑誌など新聞以外のメディアの団体に対しても、問題解決のための働きかけを行うことを考えたい。

なお、集団的取材であっても対象が公人もしくは公共性の高い人物で、取材テーマに公共性がある場合は、一般私人の場合と区別して考えることとする。

われわれは今後も、必要に応じ見解を見直し、集団的過熱取材問題に適切に対応していきたいと考えている。各取材現場においても、記者一人ひとりが見解の趣旨を正しく理解し、この問題の解決に取り組んでほしい。

山形	秋田	宮城	岩手
山形県報道責任者会	秋田報道懇話会	宮城県報道協議会	岩手県報道責任者会議
朝日、毎日、読売、日経、産経、河北、山形、荘内、米沢、共同、時事、NHK、山形放送、山形テレビ、テレビユー山形、さくらんぼテレビの16社	朝日、毎日、読売、日経、産経、河北、秋田魁北羽、共同、時事、NHK、秋田テレビ、秋田朝日放送、秋田放送、エフエム秋田の15社	朝日、毎日、読売、日経、産経、河北、共同、時事、NHK、東北放送、仙台放送、宮城テレビ、東日本放送、エフエム仙台の14社	朝日、毎日、読売、日経、産経、デーリー東北、岩手、岩手日日、河北、盛岡タイムス、東海新報、胆江日日新聞、岩手東海新聞、岩手建設工業新聞、共同、時事、NHK、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手の22社
現場の記者または報道責任者会の加盟各社	秋田報道懇話会の幹事社	取材に当たった現場の記者か加盟各社で受け付ける	常任幹事社である岩手日報社の編集局長

青森	北海道	都道府県名	協議機関名	協議機関の構成社	対応窓口
青森県報道協議会	札幌編集懇話会			朝日、毎日、読売、日経、産経、北海道、室蘭、十勝毎日、釧路、苫小牧、共同、時事、NHK、北海道放送、札幌テレビ、北海道テレビ、北海道文化放送、テレビ北海道、エフエム北海道、エフエム・ノースウエーブの20社	代表幹事である北海道新聞社の報道本部長
朝日、毎日、読売、日経、産経、東奥、陸奥、デーリー東北、河北、共同、時事、NHK、青森朝日放送、青森テレビ、青森放送、エフエム青森の16社					
報道協議会加盟各社					

集团的過熱取材に関する地元協議機関と加盟社、対応窓口一覧

(06年6月現在)

神奈川県	東京	埼玉
横浜新聞懇話会	在京社会部長会	さいたま支局長会
朝日、毎日、読売、日経、東京、産経、神奈川、共同、時事、NHK、テレビ神奈川、オール・エフ・ラジオ日本の12社	朝日、毎日、読売、日経、東京、産経、北海道、西日本、共同、時事、NHK、東京放送、日本テレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、MXテレビ、文化放送、ニッポン放送、オール・エフ・ラジオ日本の20社	朝日、毎日、読売、日経、東京、産経、日刊工業、日本工業、埼玉、共同、時事、NHK、テレビ埼玉の13社
取材に当たっている現場の記者が加盟各社で苦情や訴えを受け付ける	現場の記者または協議機関の加盟各社	埼玉県庁、さいたま市役所、埼玉県警、および県内の地方記者クラブ（川口、川越など）で対応を協議し、結論の出ない場合はさいたま支局長会で協議する

群馬	栃木	茨城	福島	都道府県名
ぐんま八社会	栃木県報道代表者会	水戸司法記者会	県警社会記者クラブ	協議機関名
朝日、毎日、読売、日経、東京、産経、上毛、共同、時事、NHK、群馬テレビ、エフエム群馬の12社	朝日、毎日、読売、日経、東京、産経、下野、共同、時事、NHK、とちぎテレビ、エフエム栃木、栃木放送の13社	朝日、毎日、読売、日経、東京、産経、茨城、常陽、共同、時事、NHK、東京放送、日本テレビ、フジテレビ、テレビ朝日、茨城放送の16社	朝日、毎日、読売、日経、産経、スポーツニッポン、河北、福島民報、福島民友、共同、時事、NHK、福島テレビ、福島中央テレビ、テレビユー福島、福島放送、ラジオ福島、エフエム福島の18社	協議機関の構成社
取材に当たっている現場の記者が加盟各社で受け付ける	取材に当たっている現場の記者、あるいは各社で受け付ける	取材に当たっている現場の記者または協議機関の加盟各社	県警社会記者クラブ	対応窓口

富山	新潟	岐阜	愛知
富山県報道責任者会	新潟県報道責任者会議	岐阜土曜会と該当記者クラブ	十日会と該当記者クラブ
朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、北日本、中日、富山新聞、共同、時事、NHK、テレビ朝日、富山テレビ、北日本放送、チューリップテレビ、富山エフエフ放送の17社	朝日、毎日、読売、日経、産経、新潟、共同、時事、NHK、新潟テレビ21、新潟放送、新潟総合テレビ、テレビ新潟、エフエムラジオ新潟の14社	朝日、毎日、読売、日経、産経、中日、岐阜、共同、時事、NHK、中部日本放送、東海テレビ、名古屋テレビ、中京テレビ、岐阜放送の15社	十日会は朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、信濃毎日、中日、名古屋タイムズ、中部経済、岐阜、共同、時事、NHK、中部日本放送、東海テレビ、名古屋テレビ、テレビ愛知、中京テレビ、東海ラジオの20社（記者クラブについては該当クラブによって加盟社が異なる）
富山県報道責任者会	新潟日报社内の「読者応答係」	該当記者クラブと岐阜土曜会	該当クラブと十日会の幹事社

長野	静岡	山梨	千葉	都道府県名
長野県報道責任者会	静岡支局長会	山梨編集者会	千葉県九社会	協議機関名
朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、スポーツニッポン、信濃毎日、長野日報、中日、共同、時事、NHK、信越放送、長野放送、長野朝日放送、テレビ信州の17社	朝日、毎日、読売、日経、産経、静岡、中日、共同、時事、NHK、静岡放送、テレビ静岡、静岡第一テレビ、静岡朝日テレビの14社	朝日、毎日、読売、日経、産経、山梨日日、共同、時事、NHK、テレビ朝日、テレビ山梨、山梨放送、エフエム富士の13社	朝日、毎日、読売、日経、東京、産経、日刊工業、千葉、共同、時事、NHK、千葉テレビの12社	協議機関の構成社
信濃毎日新聞社編集局	静岡社会記者会（県警クラブ）。静岡社会記者会に専用電話を設置、番号を公表している	山梨編集者会の正副幹事社	九社会の幹事社	対応窓口

滋賀	奈良	兵庫	京都	大阪
滋賀県新聞通信 放送十社会	奈良県新聞通信 放送連盟	兵庫県編集部会	在洛新聞放送編 集責任者会議 (月曜会)	在阪八社社会報 道部長会と在阪 民放報道部長会 の合同協議会
朝日、毎日、読売、日経、産経、中日、京都、共同、時事、NHK、京都放送、びわ湖放送の12社	朝日、毎日、読売、日経、産経、中日、奈良、共同、時事、NHK、奈良テレビの11社	朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、日本工業、神戸、共同、時事、NHK、サンテレビ、ラジオ関西の13社	朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、日本工業、中日、京都、共同、時事、NHK、京都放送の13社	朝日、毎日、読売、日経、産経、共同、時事、NHK、朝日放送、毎日放送、関西テレビ、読売テレビ、テレビ大阪の13社
滋賀県新聞通信放送十社会の幹事社	奈良県新聞通信放送連盟の加盟社、各記者クラブのほか、取材現場でも受け付ける	兵庫県編集部会の幹事社	月曜会の幹事社	大阪府警内の記者クラブ

三重	福井	石川	都道府県名
三重報道クラブ	福井県報道責任者会議	在金沢新聞放送編集責任者会	協議機関名
朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、中部経済、伊勢、共同、時事、NHK、中部日本放送、東海テレビ、名古屋テレビ、中京テレビ、三重テレビ、東海ラジオの18社	朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、中日、福井、共同、時事、NHK、福井テレビ、福井放送の13社	朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、中日、北陸、共同、時事、NHK、北陸放送、北陸朝日放送、石川テレビ、テレビ金沢、エフエム石川の16社	協議機関の構成社
現場の記者か、三重報道クラブの加盟社	報道責任者会議が対応する記者クラブと協議し、記者クラブ内に専門の幹事社を設置。報道責任者会議と記者クラブが連携して対応に当たっている	在金沢新聞放送編集責任者会の加盟各社	対応窓口

愛媛	香川	徳島	山口	鳥根
会 松山報道責任者	会 高松報道責任者	徳島十社会	会 山口県報道懇話会	鳥根報道クラブ
愛媛朝日テレビ、南海放送の14社 朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、愛媛、共同、時事、NHK、テレビ愛媛、あいテレビ、	16社 瀬戸内海放送、テレビせとうち、西日本放送の	朝日、毎日、読売、日経、産経、徳島、共同、時事、NHK、四国放送の10社	朝日、毎日、読売、日経、産経、中国、山口、西日本、共同、時事、NHK、山口放送、テレビ山口、山口朝日放送、エフエム山口の15社	朝日、毎日、読売、日経、産経、中国、新日本海、山陰中央、共同、時事、NHK、山陰放送、日本海テレビ、山陰中央テレビ、エフエム山陰の15社
基本的には出先記者クラブで対応	現場の記者あるいは高松報道責任者会の加盟各社	徳島十社会の幹事社	山口県報道懇話会の幹事社	協議機関の加盟社

鳥取	広島	岡山	和歌山	都道府県名
鳥取土曜会	会 広島県編集責任者会	会 岡山県報道責任者会	（和歌山編集責任者会議） 木潮会	協議機関名
朝日、毎日、読売、日経、産経、中国、新日本海、山陰中央、共同、時事、NHK、テレビ朝日、日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビの15社	朝日、毎日、読売、日経、産経、中国、山陽、中国、共同、時事、NHK、中国放送、広島テレビ、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島エフエム放送の16社	朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、山陽、岡山日日、中国、共同、時事、NHK、山陽放送、岡山放送、テレビせとうち、西日本放送、瀬戸内海放送、FM岡山の18社	朝日、毎日、読売、日経、産経、日刊工業、中日、紀伊、共同、時事、NHK、テレビ和歌山、和歌山放送の13社	協議機関の構成社
鳥取土曜会	常任幹事社の中国新聞社編集局	岡山県報道責任者会 加盟各社ごとに対応窓口を設置	木潮会の幹事社	対応窓口

沖繩	鹿児島	宮崎	大分
沖繩報道責任者 会	鹿児島県報道責任者会(土曜会)	宮崎県報道責任者会議(土曜会)	集团的過熱取材 大分対策協議会
朝日、毎日、読売、日経、西日本、南日本、南海 朝日、毎日、読売、日経、産経、西日本、琉球、 沖繩タイムス、共同、時事、NHK、日本テレ ビ、沖繩テレビ、琉球朝日放送、琉球放送、ラ ジオ沖繩の16社	朝日、毎日、読売、日経、西日本、南日本、南海 日日、共同、時事、NHK、南日本放送、鹿児島 テレビ、鹿児島放送、鹿児島読売テレビの14社	朝日、毎日、読売、日経、西日本、宮崎日日、南 日本、共同、時事、NHK、宮崎放送、テレビ宮 崎の12社	朝日、毎日、読売、日経、日刊工業、西日本、大 分合同、共同、時事、NHK、大分放送、テレビ 大分、大分朝日放送の13社
共同通信那覇支局	南日本新聞社「読者 と報道」委員会事務 局	宮崎県報道責任者会 議の加盟各社	集团的過熱取材大分 対策協議会の加盟各 社、各記者クラブ、 現場記者

熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	都道府県名
集团的過熱取材 熊本対策協議会	長崎県報道責任 者会議	佐賀県編集十日 会	福岡報道責任者 会議	高知メディアス クラブ対策協議 会	協議機関名
朝日、毎日、読売、日経、西日本、熊本日日、共同、 時事、NHK、熊本放送、テレビ熊本、熊本県民 テレビ、熊本朝日放送、エフエム熊本の14社	朝日、毎日、読売、日経、西日本、長崎、共同、 時事、NHK、長崎放送、テレビ長崎、長崎文 化放送、長崎国際テレビの13社	朝日、毎日、読売、日経、西日本、佐賀、共同、 時事、NHK、サガテレビ、ラジオ佐賀、エフ エム佐賀の12社	朝日、毎日、読売、日経、産経、西日本、共同、 時事、NHK、オール・ケー・ビー毎日放送、九 州朝日放送、テレビ西日本、福岡放送、ティ ー・ヴィー・キュー九州放送の14社	朝日、毎日、読売、日経、産経、高知、共同、時 事、NHK、高知放送、さんさんテレビ、テレ ビ高知の12社	協議機関の構成社
集团的過熱取材熊本 対策協議会の幹事社	長崎県報道責任者会 議の加盟各社	共同通信社佐賀支局	福岡報道責任者会議 の幹事社	高知新聞社編集局報 道センターに常設	対応窓口

実名と報道

2006年12月7日

社団法人 日本新聞協会 編集委員会

〒100-8543 東京都千代田区内幸町2-2-1

日本プレスセンタービル7階

電話 03-3591-4401 (代表)

<http://www.pressnet.or.jp/>

©2006 NIHON SHINBUN KYOKAI

実名と報道